

(6) 並型大型魚礁調査

久米島沖、伊是名沖

1 適地及び設置状況調査

イ 並型魚礁調査

昭和51年度は知念沖、北谷沖の2ヶ所に設置された。

知念地先は水深20m～23mの範囲が広く、底質は砂泥で、近くにトバヤ礁（塔状の天然礁）がある。設置場所は知念崎灯台から真方位44.5°、1,350mのところで水深20mのところに1.5m角コンクリートブロックを174個投入設置がなされ、最高3段積みで約60mの大きさで広がっている。

北谷地先は、天然礁が周囲に点在しその間に約400mの広さで砂質帯があり並型魚礁はその中間に設置されている。場所は牧港崎から真方位24° 3.3海里の水深33mのところに129個投入設置され、最高3段積みで約50mに広がっている。

調査は「みなと」(6.01トン グラマリン225馬力)で実施した。

ロ 大型魚礁調査

昭和51年度は久米島沖、伊是名沖の2ヶ所に設置された。

調査は「くろしお」(21.44トン D100馬力、比嘉幸一船長以下7人)で適地調査として深浅、底質、流向速、生物(釣獲)調査をした。

久米島沖は、51年5月17日～19日に実施した。同海域は久米島の西側に位置し、水深80～90mは割合平坦で底質は砂礫帶で、底延繩等の漁業が行なわれているところである。設置場所は、島尻崎から真方位76° 4.1海里の水深82mのところに1.5m角コンクリートブロックを1,109個投入し、2山が形成され、最高3段積みで最長約340m広がっている。
(図南丸216トンで調査)

伊是名沖は51年7月6日～10日に適地調査を実施した。

魚礁設置場所は伊是名島の北西域にあり、水深49～53mが約4,000mの範囲で広がり、底質は砂礫帶でごく小さい天然礁が点在する。設置地点から西側2,000mのところでは最浅42mの天然礁が約1,000mの範囲で広がって、好漁場として利用されており、人工魚礁設置もこれに関連づけた。設置位置は伊平屋島南端米崎より真方位244° 4.8海里で水深50mのところに1,303個(1.5m角)投入され、最高3段積みで、最長190m広がって魚礁を形成している。(適地調査は「くろしお」、配置構造調査は「図南丸」)

2 効果確認調査

昭和50年度に設置された石垣島沖大型魚礁を調査した。

設置場所は石垣島観音崎灯台より真方位281.5° 3.5海里、水深65mのところで、最高3

段積みで最長 380m 広がって魚礁形成がなされ、昭和 52 年 3 月下旬の効果確認調査では、操業時間約 5 時間 { 1 本釣 1 人 (釣針 8 本付) 、底延繩 1 鉢 (釣針 108 本付) } で 26 尾、32kg の漁獲があった。魚種は、カスミアジ、オオチビキ、ヨスジフエダイ、ニセクロホシフエダイ、サザナミダイ、イソフエフキ、メイチダイ、ハマフエフキ、オオメカマス、コロダイ等で魚付きは良い。

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 1 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 2 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 3 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 4 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 5 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 6 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 7 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 8 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 9 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 10 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 11 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 14 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 15 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 16 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 17 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 18 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 19 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 20 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 21 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 22 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 23 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 24 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 25 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 26 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 27 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 28 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 29 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 30 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 31 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 32 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 33 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 34 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 35 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 36 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 37 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 38 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 39 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 40 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 41 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 42 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 43 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 44 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 45 号の規定による区域外の漁業活動の規制

（参考）漁業資源保護法第 12 条第 1 項第 46 号の規定による区域外の漁業活動の規制